市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 古賀 伸子

新型コロナウイルス感染症に関する 行政検査及び相談・受診の目安について(周知)

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づく届出基準等の一部改正等について、令和2年2月5日健健安第2276号で周知依頼したところですが、改めて厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

1 通知の要旨

- (1) 行政検査の対象として御相談いただく目安について、厚生労働省がとりまとめました。 当該事務連絡について厚生労働省へ確認したところ、厚生労働省がとりまとめた行政検査の対象者は 検査実施の目安とし、各事例の急性度及び検査機関の検査許容数に基づき、保健所で検査実施の要否を 検討すること、とのことでした。つきましては、新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診察された場 合は、引き続き「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」へ御相談ください。
- (2) 患者あて、「相談、受診の前に心がけていただきたいこと」、「帰国者・接触者相談センターへ御相談いただく目安」、「相談後、医療機関にかかるときのお願い」について厚生労働省が示しました。 引き続き、「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」で相談をお受けします。

詳細は次項を御覧ください。

2 添付資料

- (1)「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について(依頼)」
- (2)「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」

(令和2年2月17日 厚生労働省事務連)

3 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- (2) コロナウイルスとは (国立感染症研究所ホームページ) https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html
- (3) 新型コロナウイルス感染症について (横浜市保健所ホームページ) https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html

担当:横浜市健康福祉局健康安全課 健康危機管理担当(電話 671-2463)

次項あり

○ 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の要件(下線部は変更点)

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない(%1)。

- ア 発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触(※2)があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域 (※3) に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域 (※3) に渡航又は居住していたものと濃厚接触 (※2) 歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的 知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型 コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- **※1** ア、イ、ウ、エを満たさず、<u>以下のいずれかに該当する場合には、新型コロナウイルス感染症帰国者・接触</u>者相談センターに御相談ください。

【季節性インフルエンザ及び一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陰性となった者】

- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者(特に高齢者又は基礎疾患がある ものについては、積極的に考慮する)
- ・症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイル ス感染症と疑う者

【新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者】

- ・その治療への反応性が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ※2 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居又は長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ※3 WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域とは、中華人民共和国湖北省 及び浙江省をいう。(令和2年2月18日時点)
- 新型コロナウイルス感染記帚国者・接触者相談センターに御相談いただく目安(患者向け)
- ・風邪の症状や37.5℃の以上の熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ・重症化しやすい方※が、上記状態が2日程度続く場合 ※重症化しやすい方とは、高齢者、 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) の基礎疾患がある方や透析を受けている 方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方を指します。
- ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
- ・小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

事 務 連 絡 令和2年2月17日

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について(依頼)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(以下「別紙」という。)については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日健感発0204第1号)により改正し、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)についての届出に関する基準等をお示ししたところです。

また、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及 び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項につい て」(令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号)において、新型コロナウイルス感染症に ついて、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせした ところです。

今般、国内外の発生状況および、当該通知を踏まえ、行政検査の対象者などの事項について改めて下記のとおりとりまとめましたので、今後はこの通知に従って対応をお願いします。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1(4)で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者(特に 高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的 に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

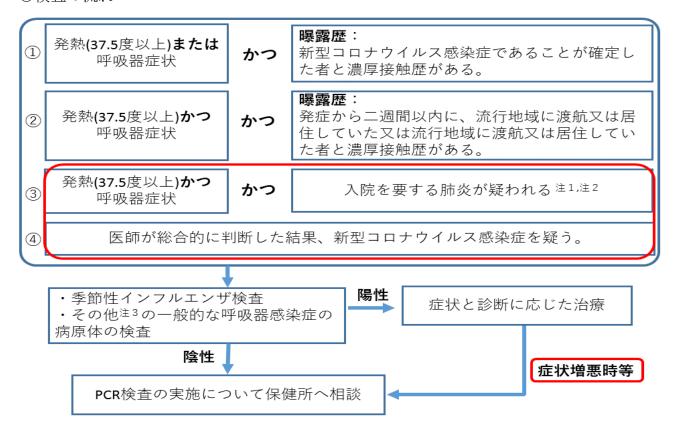
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合には検査を実施すること
 - ・季節性インフルエンザにかかる検査
 - その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) 結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要はないこと

<参考>

○検査の流れ



- 注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。
- 注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。
- 注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。
- ※赤枠は新規変更点
- ○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分
- ○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第1項及び第 14 条第2項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第 0207 第1号)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(抄)

第7 指定感染症

1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年 一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報 告されたものに限る。)であるものに限る。)

(1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)(以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019 年 12 月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2~10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5~14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、 法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、 法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺 胞洗浄液、咽頭拭い液、 鼻腔吸引液、鼻腔拭い 液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス 感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚 接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
 - ※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
 - ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは 介護していたもの
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健 感 発 0207 第 1 号 令 和 2 年 2 月 7 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生 労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(以下「別紙」という。)については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号)により改正し、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)についての届出に関する基準等をお示したところである。

別紙第7の1(4)では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症が疑われる集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課と国立感染症研究所疫学センターに一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

各 { 探健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日各都道府県衛生主管部(局)宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)において、感染症指定医療機関に帰国者・接触者外来を設置すること及び各保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置することにつきお願いさせていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を別紙のとおりとりまとめました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を 行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、住民の方々へ注意喚起いただく際 にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも改めて送付させていただきます。

<参考>

- ○「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日各都道 府県衛生主管部(局)宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連 絡)
- ○リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談く ださい。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方 (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

○ なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してく ださい。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット (咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、 口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

せき

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴**です。 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。 特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触った ものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能 性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、 より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、 専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。 マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。 詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

-般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについて は、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

横浜市新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター

電話番号 045-664-7761

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 045-664-7296